

令和2年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

1 開催日時 令和2年5月15日（金） 13:25～13:45

2 開催場所 青森市役所柳川庁舎 2階 大会議室

3 対象施設 青森市古川市民センター

4 出席者

(1) 選定評価委員	委員長	小野 正貴（企画部次長）
	副委員長	大久保 文人（総務部次長）
	委員	森 宏之（青森大学教授）
	委員	工藤 哲也（税務部次長）
	委員	小笠原 訓史（農林水産部次長）
	委員	佐々木 浩文（都市整備部次長）

(2) 施設所管課（中央市民センター） 館長 渡邊 薫

(3) 制度所管課（財政課）	副参事	鈴木 健司
	主幹	熊谷 圭介
	主査	吉田 敏和

5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査

6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。

- (1) 指定管理者制度導入の適否：適
- (2) 指定期間：5年
- (3) 利用料金制：なし
- (4) 募集形態：非公募
- (5) グルーピングの適否：なし（単独施設）

7 主な質疑応答

委員：指定管理者制度の導入により、市が直営もしくは施設管理業務委託に比べ、業務の管理運営及び効率性についてメリットがあると説明されているが、具体的な管理運営に関するメリットや効率性としての費用等に関する試算を示すことはできないのか。

施設所管課：開館当初から業務委託により運営、H18年度から指定管理となったため、市直営との比較で具体的な額は出ていないが、業務委託時の委託料と指定管理移行時の委託料の比較では、【H17年度の業務委託の委託料+市の直接経費】と【当初の応募要項の指定管理料基準額】を比べると指定管理料の方が低くなっている。
市民センターについては効率性よりも地域の特性にあった事業展開が可能となることなどにより、地域のコミュニティの場として期待される効果が大きい。

委員：コミュニティ意識の醸成や地域住民団体による主体的な活動の促進といった効果とはどのようなものなのか。具体的な活動実績としての効果が図られているのか。

施設所管課：市民センターが中心となり地域住民等が協力して行う自主事業や地域の主体的な活動が行われている。

学校や地域と連携した古川市民センターまつりの開催、地域、学校、古川市民センターが合同で行う「地域ねぶた」の実施などのほか、ロビーのショーケースを利用して地元団体が自主的に作品の展示をし、地域住民の発表の場とするなど地域の主体的な活動がみられる。

委員：指定管理者の体制として、「学校関係者も加わる」ことにとしているが、その人件費等の取扱いは問題ないのか。

施設所管課：古川市民センターは学校施設との合築となっていることから、施設管理面の協力や、学校施設を学校が使用しない時間帯に市民センターが貸館として活用していること、また、学校と市民センターが連携して事業を行い、市民センター及び地域の教育力を学校教育に活かすなど、市民センターと学校がスクラムを組んで相互の資源を活かしつつ成果を高めている施設である。

地域の市民センターの運営管理に当たり、古川小学校学区関係町会の中から町会ごとに選出された3名が、学校と教育に関わる担いに当たり、校長、PTA代表者、教育振興会代表者等が管理運協議会の構成メンバーとなり、それらの活動を円滑に進めているもの。

運営協議会開催は学校終了後の17:30以降としており、報酬・報償等の支給はない。